



発行 東京都

目次

40

規程（水）

- 東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局職員の在宅勤務等手当に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都水道局支所処務規程の一部改正……………七
- 昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正……………七
- 昭和四十七年東京都水道局告示第五号（東京都水道局浄水場の設置）の一部改正……………八

告示（水）

規程（水）

●東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「による運賃又は料金」の下に「（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を含む。）」を加え、同条第二項中「日額非常勤職員」の下に「（駐車場等利用職員を含む。）」を、「一月当たりの額」の下に「（駐車場等の料金を含む。）」を加え、同条第三項中「日額非常勤職員」の下に「（駐車場等利用職員を含む。）」を加える。第三十五条第一項中「一万分の一万九百二十」を「一万分の一万八百六・二五」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の通勤手当に関する規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「自動車」の下に「（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第三条の七第一号において同

じ。」を加える。

第三条第二項第二号中「第二号に定める額」の下に「(第三条の七に定める交通の用具の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が第三条の八に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に第七項第一号に定める額を加算した額)」を加え、同項第三号中「が前項第二号に定める額」の下に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に第七項第一号に定める額を加算した額)」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第二条第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(第三条第二項第二号に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第三条の九に定める額に支給月数を乗じて得た額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項の規定による額

第三条の五第一項第一号中「この項において」を削る。

第三条の六中「額及び」を「額、」に、「をそれぞれ」を「及び第三条第七項第一号に定める額をそれぞれ」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具)

第三条の七 第三条第二項第二号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるもの(次条において「自動車等」という。)とする。ただし、都、市区町村その他これらに準ずる者の所有に属するものを除く。

- 一 原動機付自転車及び自動車
 - 二 前号に掲げるもののほか、局長が特に承認する交通の用具
- (駐車場の要件)

第三条の八 第三条第二項第二号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当するこ

ととする。

一 勤務庁の周辺又は通勤経路若しくはこれに準ずるものとして局長が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は給与規程第三十条第一項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして局長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の場合、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると局長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、局長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第三条の九 第三条第七項第一号に定める一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 局長が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第四条第一号中「若しくは通勤方法を変更した場合」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「運賃等の額」の下

に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二号中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に規定する東京都の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い東京都の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改める。

第五条第二号中「若しくは通勤方法」を「通勤方法若しくは駐車場等」に改め、「を変更し、」の下に「駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」を、「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第3条、第3条の2関係)

職員の区分 自転車等の 片道の使 用距離の区分	1 2及び3以 外の職員			2 通勤不便な 勤務所に勤務 する職員			3 身体に障害 を有する職員		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5キロメートル未満	2,600	3,900	4,500						
5キロメートル以上10 キロメートル未満	3,000	5,300	6,200						
10キロメートル以上15 キロメートル未満	5,200	8,400	9,900						
15キロメートル以上20 キロメートル未満	7,300	11,400	13,600						
20キロメートル以上25 キロメートル未満	9,500	14,400	17,200						
25キロメートル以上30 キロメートル未満	11,600	17,300	20,900						
30キロメートル以上35 キロメートル未満	11,600	18,700	24,500						
35キロメートル以上40 キロメートル未満	13,800	21,300	28,100						
40キロメートル以上45 キロメートル未満	13,800	23,900	31,900						
45キロメートル以上50 キロメートル未満	15,600	27,000	35,400						
50キロメートル以上55 キロメートル未満	16,200	30,200	38,800						
55キロメートル以上60 キロメートル未満	17,900	33,300	42,200						
60キロメートル以上65 キロメートル未満	18,400	36,400	45,600						
65キロメートル以上70 キロメートル未満	20,100	39,700	49,800						
70キロメートル以上75 キロメートル未満	21,800	43,000	54,000						
75キロメートル以上80 キロメートル未満	23,500	46,300	58,200						
80キロメートル以上85 キロメートル未満	25,200	49,600	62,400						
85キロメートル以上90 キロメートル未満	26,900	52,900	66,600						
90キロメートル以上95 キロメートル未満	28,600	56,200	70,700						
95キロメートル以上100 キロメートル未満	30,300	59,500	74,800						
100キロメートル以上	32,000	62,800	78,900						

附則

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（この規程による改正後の東京都水道局職員の通勤手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三条第二項第二号に規定する「駐車場等」をいう。）を利用して勤務している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の規程第三条第二項第二号の職員たる要件を具備するに至つた者は、改正後の規程の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

●東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局職員の在宅勤務等手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の在宅勤務等手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の在宅勤務等手当に関する規程（令和七年東京都水道局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの又は二親等内の親族をいう。）の住居

第二条に次の一号を加える。

三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第七号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一万五百六十」を「一万分の一万四百五十」に、
「一万分の一万四千三百九十九」を「一万分の一万四千二百四十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万三千五百」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万七千五百」を「一万分の二万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の二万九千九百六十」を「一万分の二万九千九百六十」に改め、同項第五号中「一万分の九千八百四十」を「一万分の九千七百三十七・五」に、
「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に改め、同項第六号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に改め、同項第七号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に改め、同項第八号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千二百二十八・七五」に改め、同項第九号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千二百二十八・七五」に、
「一万分の七千五百」を「一万分の七千」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表給水部の部給水課の項第一号及び第五号中「及び旧工業用水道」を削る。別表一中「設備担当部長」を「浄水システムソリューション担当部長」に改める。

別表二総務部の項中「水道危機管理専門課長」を「水道危機管理専門課長」に改め、法務専門課長

同表サービス推進部の項中「徴収業務改善推進専門課長」を「営業業務改革推進統括担当課長」に改め、同表浄水部の項中「水質担当課長」を「水質担当課長」に改め、同表給水部の項中「業務改革推進担当課長」を「業務改革推進担当課長」に改め、水道緊急対応専門課長

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都水道局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から第四号様式まで及び第九号様式中「東京都水道局」を「東京都水道局」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の職務発明等に関する規程(昭和六十年東京都水道局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「設備担当部長」を「浄水システムソリューション担当部長」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「方が有利な」を削り、同条中「による号給が」を「において」に、「に達しない者については、当該下位の区分を用いた場合に得られる号給をもつて」を「は別に定めるものとし、」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程（昭和三十六年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式 削除

別記第四号様式から第四号様式の三までを次のように改める。

別記第四号様式から第四号様式の3まで 削除

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程

東京都水道局固定資産規程（昭和三十九年東京都水道局管理規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第三項第十二号中「設備担当部長」を「浄水システムソリューション担当部長」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程

東京都水道局指名業者選定委員会規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第七号中「設備担当部長」を「浄水システムソリューション担当部長」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

訓令(水)

●東京都水道局訓令第一号

局内一般
各事業所

東京都水道局支所処務規程（昭和三十五年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

第十一条中「東部第二支所」を「東部第一支所、東部第二支所及び西部支所」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

告示(水)

●東京都水道局告示第二号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

表東京都水道局江東営業所の項及び東京都水道局新宿営業所の項を削る。

●東京都水道局告示第三号

昭和四十七年東京都水道局告示第五号（東京都水道局浄水場の設置）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

東京都水道局長 山口 真

表東京都水道局小作浄水場の項を削る。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

